

公営住宅法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 家賃の算定方法の改正

一 公営住宅の毎月の家賃の算定の基準となる公営住宅の床面積の合計を六十五平方メートルとするものとする。

二 公営住宅の家賃算定基礎額について、所要の改正を行うものとする。 (第二条関係)

第二 入居者資格としての収入基準の改正

公営住宅の入居者資格としての収入基準を引き下げるものとする。 (第六条関係)

第三 収入超過者となる収入基準及び収入超過者に対する措置による家賃の算定方法の改正

一 収入超過者となる収入基準を引き下げるものとする。

二 収入超過者に対する措置による家賃の算定に用いる収入の超過の区分の改正を行うものとする。 (第八条関係)

第四 高額所得者となる収入基準の改正

高額所得者となる収入基準を引き下げる等の改正を行うものとする。 (第九条関係)

第五 附則

一 施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二十一年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 経過措置

この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。

(附則第二条から第五条まで関係)

三 その他

その他所要の改正を行うものとする。